

現場説明書

- 1 工事名 令和2年度市道7227号光の丘トンネル照明設備修繕工事
2 監督員 土木部 道路補修課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

~~6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	 %	支払限度額・請負代金額の %
第2年度(年度)	 %	支払限度額・請負代金額の %
第3年度(年度)	 %	支払限度額・請負代金額の %

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
 - ・ 施工体制台帳
 - ・ 施工体系図
 - ・ 再下請負通知書 (再下請負の発注がある場合)
- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- | | | |
|-----------|---------------|----|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- | | | |
|-----------|---------------|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|---------------|----|

(8) 火災保険等の関係

- | | | |
|-----------------|---------------|----|
| 火災保険その他の保険の付保条件 | あり | なし |
|-----------------|---------------|----|

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリんズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が 500 万円未満の工事、又は当初工期が 60 日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

特記仕様書

1 施工管理について

本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、平成28年4月の神奈川県土木工事施工管理基準によるものとし、監督員の指示に従い施工管理を行うものとする。

2 出来形について

出来形については、管理図により出来形図表を作成するとともに、設計図に朱色で完成寸法を入れた資料を提出すること。

3 ~~現場密度の測定について~~

下層路盤、上層路盤及びアスファルト舗装が300㎡未満の工事は、原則として異常が認められた場合のみ、現場密度の測定を行うものとする。

4 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

5 工事写真帳について

- (1) 工事写真用アルバム(32×33.5 cm 緑色)を使用する。
- (2) 工事写真帳が、2冊以上になる場合には(2の1)、(2の2)と明記すること。
また、表紙に、工事名・工事場所・工期・発注者名・施工者名を記入し社印を押印し、背表紙をつけること。
- (3) デジタルカメラで撮影した写真をプリントアウトし、工事写真帳に貼り付ける場合は、監督員の承諾を受けること。また、その場合は電子データ「CD」も併せて提出すること。
- (4) 上記提出方法以外で工事写真帳を提出する場合は、監督員の承諾によるものとする。

6 しゅん工図の提出について

本工事完了後、請負者は、監督員の指示に従い、マルチ tiff 形式ファイル又は Pdf 形式で、しゅん工図を作成し提出すること。上記2形式で提出する場合には下記の(1)から(5)の通りとする。

Tiff 形式の場合

- (1) しゅん工図はスキャナーで読取り、解像度は400dpiとする。

Pdf 形式の場合

- (2) CAD 図をイメージデータとし、解像度は400dpiとする。

Tiff・Pdf 形式共通

(3) 工事 ID (ファイル名) は図面等一枚に1つとし、監督員と協議の上決定する。但し監督員が認めれば複数の図面等を一枚にすることができる。

(4) 記録媒体は原則として CD とする。

(5) 提出する CD-R のレーベル部には工事完成年度、工事名、工事場所、請負社名を明記する。

また、ウイルス感染の無い事を確認し結果を CD-R に記載すること。

提出するデータについては、ウイルスチェックを実施すること。ウイルスチェックは成果物の納品前に実施する。実施内容については以下に従うものとする。

ウイルスチェック

① 請負者は、納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。

② ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、できるだけシェアの高いものを利用する。

③ 最新のウィルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新 (アップデート) したものを利用する。

④ 納品する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として以下を記載する。

ウイルスチェックに関する情報

ウイルスソフト名：○○○○

ウイルス定義：令和 (平成) ○年○月○日版

チェック年月日：令和 (平成) ○年○月○日

~~7 別途発注される測量業務について~~

(1) 請負者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打ち合わせを行い、請負者が責任をもって測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。

(2) 請負者は、工事に伴い境界標等の移設 (撤去) が生じた場合は引照杭を設け、測量業務受託者の確認を受けること。

(3) 測量業務受託者の行う境界標などの移設及び復元に際しては、原則として現場代理人が立ち会って確認すること。

~~8 熱帯材使用型枠の削減について~~

本目的は、地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板 (熱帯材 100% のもの) を代替型枠材料 (鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等) へ転換することにより、熱帯材使用型枠の使用料を削減し、熱帯材の保全に寄与することを目的とする。

(1) 従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板 (熱帯材 100% のもの) は使用しないものとする。請負者は、これに替わる代替型枠の選択にあたっては、地球環境保全に配慮するとともに、その工事の作業条件等により、請負者の責任と費用負担により選択するものとし、代替型枠について、施工計画書に記載するものとする。

なお、工事完了後には、その使用実績を監督員に報告しなければならない。

- (2) コンクリート型枠用合板（針葉樹型枠、複合型枠）を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。また、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用等を図るなどして、資源のムダ使いを無くすよう努めるものとする。

9 交通誘導警備員について

一般交通の支障となる箇所には、交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めなければならない。（別添「施工条件明示書」4. 安全対策関係 18. 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置を参照のこと。）

なお、現場の実状、施工方法及び地元や交通管理者との協議等により、交通誘導警備員の配置に変更が生じた場合には、別途協議するものとする。

~~10 建設発生土の搬出先への情報提供について~~

請負者は、本工事から他の市町村へ 100m³以上の建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ」により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事件名、工事概要、工事場所
- (2) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- (3) 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- (4) 建設発生土の運搬業者名
- (5) 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- (6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- (7) 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- (8) 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

~~11 公共建設発生土処分にかかる指定処分について~~

(1) 受入場所

- ・処分場等の名称：横須賀市久里浜港受入地（UCR）
- ・場 所：横須賀市久里浜 8 丁目 2567 番地 62 久里浜港内

(2) 受入条件

- ・搬入不可日：原則として、土曜日・日曜日・祝祭日・旧盆・年末年始及び雨天日とする。
- ・搬入時間：原則 8:00～17:00
- ・土質条件：第1種～第3種建設発生土（改良土及び第4種建設発生土・泥土は受入不可）
最大粒径 100 mm以下の土砂であること。
- ・搬入経路：一部通行禁止の区間あり
- ・受入費

ほぐし土量 1.0m ³ 当たり（税別）	3, 310円
---------------------------------	---------

車 種	積載土量(ほぐし)	備 考
2 t 車	1.33 m ³	土砂の単位体積重量は、 1.8t/m ³ として計算
3 t 車	1.99 m ³	
4 t 車	2.66 m ³	
10 t 車	6.66 m ³	

※整理券発行枚数は、原則として搬入対象ほぐし土量を使用車種別に積載土量（ほぐし）で除し、少数以下を切り上げた整数枚とする。

ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が、1.8t/m³と著しく異なることにより、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

(3) 請負人は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に監督員と協議すること。

~~12 公共建設発生土処分にかかる確認処分について~~

(1) 請負者は、再生資源の利用促進に関する法律に基づき、当該現場から発生する建設発生土の利用促進に努めなければならない。

(2) 請負者は、関係法令を遵守し、安全性等を勘案のうえ、自らの責任において受入先を選定し、適切な施工を確認しなければならない。

(3) 請負者は、自ら選定した受入地に建設発生土を搬入する場合は、事前に監督員に届け出なければならない。

(4) 請負者は、別添「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書を提出すること。

~~13 処理計画書の提出について~~

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年10月1日施行）により、建設工事に伴い発生する土砂を建設工事の区域から500 m³以上搬出する場合は、監督員と速やかに協議し、処理計画書を県知事あてに提出すること。

14 工事コストの表示について

契約金額（当初契約）が1000万円以上の工事は、工事標示板に工事請負額を表示するものとする。表示方法等の詳細は、監督員と協議の上決定するものとする。

~~15 舗装版切断時に発生する濁水の処理について~~

(1) 処理方法

舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(2) 条件

請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(3) 提出書類等

請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、請負者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(4) その他

上記内容について疑義が生じた場合は、別添監督員と協議するものとする。

~~16 無石綿（アスベスト）化への対応について~~

使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。

また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

~~17 植栽樹木の枯れ補償について~~

植栽樹木等が工事完了引渡し後 1 年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね 3 分の 2 以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね 3 分の 1 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死、又は形姿不良の判定は発注者と請負者とが立会いのうえ行うものとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りでない。

なお、植替え時期については発注者と協議するものとする。

この契約でいう樹木等とは「樹木、地被類」とする。

18 下検査の実施について

土木部では、請負金額 500 万円以上のものは下検査を実施するものである。必要となる書類は監督員の指示により、しゅん工前に提出すること。

~~19 屋外広告物（屋外に設置される公共サイン等）について~~

屋外広告物の設置は、横須賀市屋外広告物条例第 26 条の 3 に規定する屋外広告業者登録簿に登録されていること又は、同条例第 28 条の 6 第 8 項に規定する特例屋外広告業者届出簿に記載があること。

~~20 補助・単独合併工事に関する提出書類の作成について~~

本工事は国の交付金による工事（以下補助工事）及び市の単独費用による工事（以下単独工事）から成る合併工事である。

工事設計書の区別に従い、工事写真については補助工事分及び単独工事分を、それぞれ別冊として作成すること。

また、施工計画書並びに材料承認願等に記載する内容についても工事区分が判別できるように記載するものとする。

上記詳細については、別途監督員の指示による。

~~21 マンホール蓋等調整工事について~~

本工事範囲には、横須賀市上下水道局所管の下水道施設（マンホール蓋等）があり、工事実施にあたっては、マンホール蓋等の調整が必要となる。

そのため、本工事契約後には横須賀市上下水道局発注のマンホール蓋等調整工事を受注者と随意契約を交わし、本工事と併せて実施する予定である。

22 しゅん工検査時に必要な書類について

横須賀市ホームページ>市政情報>入札・契約・検査>検査情報>土木工事関係書類一覧表（令和 2 年 4 月改訂）を参照し作成すること。

上記一覧表以外の書類については監督員の指示によるものとする。

~~23 ゴム製品等の品質確認等~~

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

~~24 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い~~

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

- 1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備 考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂(RC-10) など
	砕石	鉦さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）		

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ<http://www.recycle.jacic.or.jp/>から建設副産物情報交換システムにログインする。
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出する。
- (7) 建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、再生資源利用(促進)計画書、再生資源利用(促進)実施書および建設リサイクル法に基づく再資源化報告書は監督員に提出されたものとみなす。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m³」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm³」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100 m³
 埋戻し 20 m³ (締めm³) …… 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。
 22 m³ (地山m³) …… 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。
 20 m³ / 変化率C (仮に0.9とする) = 22 m³
 処分 78 m³ (地山m³) …… 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。
 100 m³ - 22 m³ = 78 m³

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土砂(建設汚泥処理土)	再生改良土
	再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
碎石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県コンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」と選択する。

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に関する特記仕様書

1 適用

本仕様書は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行にあたり、必要な事項について定めるものとする。

2 対象期間

現場着手日から現場施工最終日までの期間とする。ただし、現場施工最終日が完成期限の20日前を超える場合は、完成期限の20日前までとする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 真夏日の算出

受注者は、指定の様式を用いて真夏日にあたる日数を算出し、その算出結果を監督員へ報告するものとする。

4 現場管理費の補正

本補正は、受注者が経費補正を希望した場合に適用する。

現場管理費の補正は、指定の様式を用いて真夏日率及び熱中症対策の補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

5 実施報告

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、指定の様式を用いて作成した以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果
- ②熱中症対策実施報告書
- ③真夏日率等算定表

6 様式ほか資料

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に係る報告様式、要領およびQ&Aは、財務部技術管理課のホームページ「工事積算情報」で確認すること。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

令和2年度市道7227号

光の丘トンネル照明設備修繕工事

特記仕様書

- ・トンネル照明灯具編
- ・トンネル照明用自動調光装置編
- ・照明分電盤編

トンネル照明灯具編

特記仕様書

トンネル照明灯具 仕様書

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様は、トンネル照明設備に使用するLEDを光源とするLEDトンネル照明灯具（LEDトンネル照明器具、LEDモジュール、LEDモジュール用制御装置）に適用する。

1.2 適用基準

各器材には、次の諸規程に適合するほか、本仕様によるものとする。

電気用品安全法

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本工業規格(JIS)

2. LEDトンネル照明器具

2.1 種別と適用規格

LEDトンネル照明器具（以下「器具」という。）の種別は、側壁取付型とし、次の規格に適合するほか、本仕様によるものとする。

JIS C 8105-1^{:2017} 照明器具-第1部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-3^{:2011} 照明器具-第2-3部：

道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-3^{:2011} 照明器具-第3部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5^{:2014} 照明器具-第5部：配光測定方法

JIS C 8153^{:2009} LEDモジュール用制御装置－性能要求事項

JIS C 8155^{:2010} 一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

2.2 種類

器具の種類は、表2-1に示すものとする。

表2-1 LEDトンネル照明器具の種類

種別	器具形式	定格光束	備考
側壁取付型 基本照明用 (BL)	LED045B	5,300 lm 相当	一般形
	LEDP045B	5,300 lm 相当	蓄電池内蔵形
側壁取付型 入口照明用 (B)	LED035	3,500 lm 相当	一般形
	LED070	7,000 lm 相当	
	LED100	10,000 lm 相当	
	LED150	15,000 lm 相当	
	LED200	20,000 lm 相当	

2.3 構造

(1) 共通

器具は、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において機械的、電気的及び光学的にその機能を継続的に保持できるものとする。

塵埃、固形物及び水気の侵入に対する保護については、JIS C 8105-1²⁰¹⁷に規定するIP55以上とし、固形物及び水気の侵入により有害な影響を及ぼしてはならない。

なお、LEDモジュール及び反射板、レンズなどが収容される箇所は塵埃などの侵入による器具の光束維持率の低下を極力小さくする構造とすること。

(2) 構造及び材料部品

器具の構造及び構成する主な材料及び部品は次のとおりとする。

1) 本体

本体材質は、JIS H 4100²⁰¹⁵「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」等に適合する標準寸法2.0 mmとし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。

2) 取付脚

取付脚はJIS G 4305²⁰¹⁵「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に適合する標準寸法4.0mm以上の板厚と同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。また、本体との間

にゴムパッキンを挿入しねじ止めとする。

3) 透光性カバー

透光性カバーはJIS R 3206^{:2014}「強化ガラス」に適合する標準寸法4.0 mm以上の板厚のものと同等の強度及び光透過率を有し、器具の光学的性能を継続的に十分満足させるもので、これらの支障となる傷、亀裂、くもりなどが生じないものとする。

4) 反射板及びレンズ

LEDモジュールの配光制御は、反射板、レンズ方式又はその組合せとし、反射板を用いる場合は、JIS H 4000^{:2014}「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するものを成形、又は樹脂を成形、表面処理したものと同等以上の耐久性を持つものとし、レンズを用いる場合には、耐熱性、耐久性に優れた樹脂などを成形したものとする。LEDモジュールと反射板又はレンズ及び透光性カバーと組合せて器具の光学性能を継続的に十分満足するものとする。

5) パッキン

パッキンは弾力性に富み、耐熱性を有し、吸湿性がなく容易に劣化しないものとする。

6) ラッチ

ラッチ構造を用いる場合は、JIS G 4305^{:2012}「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS316製と同等の強度と耐久性を持つものとし、取付部分は防水処理を施すものとする。

7) 丁番及び丁番軸

丁番及び丁番軸構造を用いる場合は、JIS G 4305^{:2012}「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS316製、JIS G 4303^{:2012}「ステンレス鋼棒」のSUS316Bと同等の強度と耐久性を持つものとし、取付部分は防水処理を施すものとする。

8) 接続配線

外部電線との接続は、配線コネクタを用いることを標準とする。

なお、配線コネクタは電氣的接続及び機械的接続が確実で、かつ防水性、防塵性及び耐久性に優れたものとする。

9) 端子台

端子台を用いる場合は磁器製又は合成樹脂製とする。また、端子台のうち1端子を接地用とし、区別のためにその近傍に \oplus 、E、 \perp 又はアースの表示をするものとする。

10) 銘板

銘板は容易にはがれないものとし、表示内容は2.6表示による。

(3) 落下防止構造

器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。

(4) LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の取付け

トンネル照明器具内に取り付けられるLEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置は、脱着が可能な方法で取付けるものとする。

(5) 塗装

本体の塗装は、アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理（アルマイト処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。

2.4 性能

器具の光学性能は、トンネル内の側壁に取付けた状態で路面、壁面を効果的に照明する性能を有するものとし、JIS C 8105-5^{:2014}に規定する方法により測定を行い、「道路照明施設設置基準・同解説」(平成19年10月、社団法人日本道路協会)第5章、第7章に示す性能指標及び推奨値を満足するものとする。

照明率は、JIS C 8105-5^{:2014}に規定する方法により測定した値から算出し、表2-2の値と同等であること。

なお、光出力比は、周囲温度 $-10\sim 40\text{ }^{\circ}\text{C}$ において、JIS C 8105-5^{:2014}に示す条件における値に対して80%以上とする。

表 2-2 照明率

種別	角度 方向	基準軸からの鉛直角における照明率					
		10°	20°	30°	40°	50°	60°
側壁取付型 基本照明用(BL)	車道側	0.14	0.33	0.48	0.54	0.56	0.57
	歩道側	0.10	0.19	0.26	0.33	0.38	0.39
側壁取付型 入口照明用(B)	車道側	0.17	0.39	0.56	0.58	0.58	0.58
	歩道側	0.14	0.25	0.36	0.40	0.41	0.41

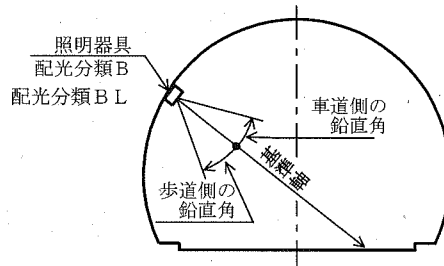


図 2-1 基準軸、鉛直角、方向(車道側・歩道側)

2.5 試験

器具の試験は、日本工業規格等により行うほか、本仕様によるものとする。

(1) 定格光束試験

JIS C 8105-3^{:2011}付属書(B)に規定する方法により測定したとき、次の①の性能を満足すること。

- ① 定格光束は、次の②の方法により試験したとき、定格光束の最低値（90%以上）を満足すること。
- ② 定格光束（初光束）の測定は、LED照明灯具を点灯後、安定したことを確認した後に行う。測定方法は、JIS C 8105-5による。

(2) 絶縁抵抗試験

JIS C 8105-1^{:2017}に規定する方法により測定したとき、次の①の性能を満足すること。

- ① 絶縁抵抗は、次の②の方法により試験したとき、5 MΩ以上でなければならない。また冷間で試験したとき、30 MΩ以上であること。
- ② 絶縁抵抗試験は、連続点灯を行い器具各部の温度がほぼ一定になった後、両端子を一括したものと非充電金属部との間の絶縁抵抗をJIS C 1302^{:2014}「絶縁抵抗計」に規定する500 V絶縁抵抗計、又はこれらと同等以上の精度を有する測定器で測定する。

(3) 耐電圧試験

JIS C 8105-1^{:2017}に規定する方法により測定したとき、次の①の性能を満足すること。

- ① 耐電圧は、次の②の方法により試験したとき、これに耐えなければならない。
- ② 耐電圧試験は、絶縁抵抗試験のすぐ後で充電部と非充電金属部との間に周波数50 Hz、又は60 Hzの正弦波に近い試験電圧（ $2U+1000$ V）を1 分間加え、異常が無いことを確認する。

(4) 耐熱衝撃試験

器具の耐熱衝撃は、JIS C 8105-2-3^{:2011}に規定された方法により試験したとき①の性能を満足すること。

- ① 耐熱衝撃は、②により試験をしたとき、器具の外郭、透過性カバーに亀裂、変形又は破損があってはならない。
- ② 耐熱衝撃試験は、器具を通常の使用状態で点灯し、各部の温度がほぼ一定にな

ったとき、周囲温度より10℃低い水を透光性カバーに雨状に注水して試験する。

ただし、注水する水の最低温度は、4℃とする。

(5) 機械的強度試験

器具の強度は、JIS C 8105-1^{:2017}に規定された方法により試験したとき、次の①の性能を満足すること。

- ① 強度は、②の方法により試験をしたとき、目視による外観観察において著しい変形や損傷が認められないこと。
- ② 器具を前傾させた姿勢（約45°）にて、灯具質量の4倍の静荷重を重力の方向に均等に1時間加える。

(6) 耐食性試験

JIS H 8502^{:1999}「めっきの耐食性試験方法」に規定された中性塩水噴霧サイクル試験方法により試験したとき、次の①の性能を満足すること。

- ① 耐食性は、②の試験時間で試験したとき、目視による外観観察において錆の発生、及び塗装の剥離が認められないこと。塗膜の膨れの大きさがJIS K 5600-8-1^{:2014}「塗料一般試験方法」—第8部：塗膜劣化の評価—欠陥の量、大きさ及び外観の変化に関する表示—第1節：一般原則及び等級に定める、欠陥の大きさにおける3等級以内であること。ただし、ネジ、ボルト及びナット類並びにヒンジ、ラッチについて、すきま腐食、及び応力腐食による電蝕を除く素地の腐食による錆の発生は、検査対象から除外するものとする。
- ② 試験時間は、120サイクル（960時間）とする。

2.6 表示

器具の見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示するものとする。

- ① 形式
- ② 定格電圧(V)
- ③ 定格消費電力(W)
- ④ 製造年月又はその略号
- ⑤ 製造業者名又はその略号
- ⑥ IP番号
- ⑦ (PS) Eマーク
- ⑧ その他必要事項

3. トンネル照明用LEDモジュール

3.1 種別と適用規格

LEDモジュールは、次の規格に適合するほか、本仕様によるものとする。

JIS C 8152-2 ^{:2014}	照明用白色発光ダイオード (LED) の測定方法-第2部： LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JIS C 8154 ^{:2009}	一般照明用LEDモジュール-安全仕様
JIS C 8155 ^{:2010}	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項

3.2 LEDモジュールの性能

JIS C 8105-1^{:2017}「照明器具-第1部：安全要求事項通則」に規定するIP55以上の保護等級を有した器具内に内蔵され、適切な放熱設計により長期間に渡って規定された光束を継続的に維持するものとする。

LEDモジュール用制御装置と組合せた場合の初特性は、表3-1 を満足すると共に照明灯具に応じたLEDモジュールの規定光束を満足するものとする。

表3-1 LEDモジュールの初特性 (全光時)

種 類	初特性 (定格)	
	相関色温度 (K)	平均演色評価数 Ra
基本照明用白色LED 入口照明用白色LED	4500±2000	60以上

3.3 LEDモジュールの寿命

(1) 寿命

規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値 (LEDモジュールの規定光束) の80%未満になった時点 (不点灯と見なす) までの総点灯時間のいずれか短い時間をLEDモジュールの寿命とする。

(2) 定格寿命

一定期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命の発生数から算出した残存率が50%となる時間の平均値に基づいて公表された時間を定格寿命とし、その値を表3-2 に示す。

また、定格寿命は、製造業者の試験によるほか、LED単体部品の製造業者のLEDの動作条件を表す温度及び電流、並びに光学的特性の維持率の時間変化の関係を示した技術資料と器具装着状態のLED素子温度などから理論的に導き出した推定値を採用してもよい。

表3-2 LEDモジュールの定格寿命

種 類	定格寿命 (h)
基本照明用白色LED	90,000 以上
入口照明用白色LED	75,000 以上

器具装着状態で表3-2に示す値以上となるような放熱設計やLEDモジュールの選定を行わなければならない。

(3) 寿命の算出方法

LEDモジュールの寿命試験は、JIS C 8155²⁰¹⁰ 付属書C（光束維持率試験及び寿命試験の点灯条件）によるものとする。

LEDモジュールの推定寿命は、以下のいずれかの方法により算出したものとする。

- ① 北米照明学会（IES）LM-80（光束維持率測定方法）及びTM-21（長期光束維持率推定方法）より求めた推定値
- ② 温度加速度試験結果からアレニウスプロットによる使用温度による寿命推定値
寿命推定の条件は、器具周囲温度30℃、器具装着状態のLEDモジュールに定格電流値を通电した状態とする。

4. トンネル照明用LEDモジュール用制御装置

4.1 種別と適用規格

LEDモジュール用制御装置は、次の規格に適合するほか、本仕様によるものとする。

JIS C 8147-1^{:2017} ランプ制御装置-第1部：通則及び安全性要求事項

JIS C 8147-2-13^{:2017} ランプ制御装置-2-13部：

直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項

JIS C 8153^{:2015} LEDモジュール用制御装置-性能要求事項

JIS C 61000-3-2^{:2011} 電磁両立性-第3-2部：限度値-高調波電流発生限度値

(1相当たりの入力電流が20 A以下の機器)

JIS C 61000-4-5^{:2018} 電磁両立性-第4-5部：

試験及び測定技術-サージイミュニティ試験

4.2 LEDモジュール用制御装置の性能

(1) 構造及び材料

構造及び材料は、JIS C 8147-2-13^{:2017}による。

(2) 寸法

LEDモジュール用制御装置の寸法は、器具内に収納できる寸法とし、器具の放熱などを考慮して取付けるものとする。

(3) 口出線

口出線は、JIS C 3317^{:2000}「600V二種ビニル絶縁電線(HIV)」、JIS C 3306^{:2000}「ビニルコード」又は、JIS C 3327^{:2000}「600V ゴムキャブタイヤケーブル」と同等の性能を有する公称断面積0.75 mm²以上を使用する。

(4) 性能

LEDモジュール用制御装置は、当該照明灯具のLEDモジュールに対して十分な電源供給能力を持つものとする。

JIS C 8105-1^{:2017}「照明器具-第1部：安全要求事項通則」に規定するIP55以上の等級を有した器具内に内蔵され、長期間の使用に十分耐えられるものとする。

当該LEDモジュールの最大使用電力に対して安定的に電力を供給する能力を有するものとし、過電流の抑制等のLEDモジュールの保護機能を有すること。

(5) 諸特性

LEDモジュール用制御装置の回路力率は全光時90%以上とし、入力電力ができる限り小さい設計を考慮するものとする。

LEDモジュール用制御装置の定格入力電圧は、AC200V～AC265Vの範囲内とする。

LEDモジュール用制御装置の諸特性を表4-1に示す。

表4-1 LEDモジュール用制御装置 諸特性

器具形式	定格入力電圧 (V)	定格入力電流 (A)	定格消費電力 (W)	力率 (%)
LED045B	200	0.19以下	37以下	90以上
LEDP045B	200	0.21以下	40以下	90以上
LED035	200	0.12以下	23以下	90以上
LED070	200	0.22以下	44以下	90以上
LED100	200	0.34以下	66以下	90以上
LED150	200	0.49以下	97以下	90以上
LED200	200	0.65以下	128以下	90以上

注1. 定格入力電流及び定格消費電力は、寿命末期時の値を示す。

(6) 雑音特性

灯具から発生する雑音端子電圧、及び灯具から発生する雑音電力は、電気用品安全法に規定された方法により測定したとき、下記の性能を満足すること。

- 1) 端子電圧 526.5 kHz～ 5 MHz : 56 dB以下
5 MHz～ 30 MHz : 60 dB以下
- 2) 雑音電力 30 MHz～300 MHz : 55 dB以下

(7) 高調波電流

有効入力電力が25Wを超える灯具（クラスC：照明機器）に対しては、JIS C 61000-3-2²⁰¹¹に規定する相対的限度値以下とする。

表 4-2 クラス C の機器の相対的限度値

高調波次数 n		照明灯具の基本波入力電流の百分率として表される最大許容高調波電流 (%)
偶数高調波	2	2
奇数高調波	3	$30 \times \lambda$ 注)
	5	10
	7	7
	9	5
	$11 \leq n \leq 39$	3

注) λ は回路力率

(8) 耐雷サージ

JIS C 61000-4-5²⁰¹⁸ に規定するクラス 4 の条件、コモンモード (対地間) 4 kV、ノーマルモード (線間) 2 kV の電圧負荷に対する耐久性以上とする。

(9) 初期光束補正

設置当初の余剰な明るさを一定の明るさ (定格光束値の 80 % 以上) に自動的に調光する機能を設けること。初期光束補正の方法は、照度センサーにより器具内部の明るさを計測、又はプログラム制御によって自動的に行うこと。

4.3 LED モジュール用制御装置の寿命

(1) 寿命

規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間を LED モジュール用制御装置の寿命とする。

(2) 定格寿命

一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50 % となる時間の平均値を定格寿命とし、その値を表 4-3 に示す。

表 4-3 LEDモジュール用制御装置の定格寿命

種 類	定格寿命 (h)
基本照明用白色LED	90,000 以上
入口照明用白色LED	75,000 以上

器具に内蔵した実際の使用状態においても定格寿命以上となるよう回路設計や使用部品の選定等を行わなければならない。

(3) 寿命の算出方法

製造業者等は、以下のいずれかの方法により求めたLEDモジュール用制御装置の設計寿命の根拠を発注者に提出するものとする。

なお、寿命推定における器具周囲温度条件は30℃とする。

- ① 温度加速度試験結果からアレニウスプロットによる使用温度による寿命推定値
- ② 使用する主要部品の最大温度ディレーティング率等から算定される寿命推定値
- ③ LEDモジュール用制御装置の製造業者が規定する方法で算定した寿命推定を実装状態にて周囲温度条件により換算した値

4.4 表示

LEDモジュール用制御装置には、見やすいところに容易に消えない方法で、次の事項を表示する。

- ① 名称
- ② 定格入力電圧(V)
- ③ 定格周波数(Hz)
- ④ 定格入力電流(A)
- ⑤ 定格消費電力(W)
- ⑥ 製造業者名又はその略号
- ⑦ 製造年又はその略号
- ⑧ <PS>Eマーク
- ⑨ その他必要事項

5. 器具内蔵電源装置

5.1 種別と適用規格

LEDトンネル照明器具の電池内蔵形に使用する器具内蔵電源装置（以下「電源装置」という。）は、次の規格に適合するほか本仕様によるものとする。

JIS C 8705^{:2012} 密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池

JIS C 8708^{:2013} 密閉形ニッケル・水素蓄電池

5.2 種類

電源装置の種類は、表5-1に示すものとする。

表5-1 電源装置の種類

種類	光源の種類	定格電圧 (V)
停電時用電源装置	白色LED	200

5.3 構造

(1) 電源装置の構成

電源装置の構成は、蓄電池、充電装置、切替装置、点灯装置の組合わせによる。

(2) 構造一般

電源装置は、次の各項に適合しなければならない。

- 1) 電源装置は、電池内蔵形照明器具に取付けられるものであること。
- 2) 端子又は口出線などは次のいずれかにより誤接続が生じないようにすること。
 - ① 口出線を色分する。
 - ② 端子又はその近傍に識別の記号を付ける。
 - ③ 蓄電池の接続部には、誤接続を防止する接続器を設ける。
- 3) 口出線が貫通する部分には、電線被覆を損傷するおそれのないように保護すること。
- 4) ヒューズを用いる場合は、取付け、取外しが出来る構造であること。

(3) 材料及び部品

- 1) 材 料

電源装置に使用する材料は、次によるものとする。

- ① 電源装置は、良質の材料で構成され、丈夫で耐久性に富むものとする。
ステンレス鋼以外の鋼製又は鉄製の部品は、めっき、塗装その他の錆止め処理を施してあること。
- ② 電気絶縁物は、これと接触又は近接する部分の温度に充分耐え、吸湿性の少ないものであること。
- ③ 導電材料は、銅もしくは銅合金又はこれと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有する錆びにくいものであること。
- ④ 口出線は、原則としてJIS C 3317^{:2000}「600V二種ビニル絶縁電線(HIV)」又は、JIS C 3316^{:2000}「電気機器用ビニル絶縁電線」に規定する「電気機器用二種ビニル絶縁電線(HKIV)」と同等以上の性能を有する公称断面積0.75mm²以上を使用する。

2) 部 品

電源装置に使用する部品は、次によるものとする。

- ① 蓄電池は、次に適合するものとする。
 - a. 使用する蓄電池は、JIS C 8705^{:2012}又は、JIS C 8708^{:2013}に規定されているものであること。
 - b. 蓄電池の構成は、単電池の直列接続とし、接続数は、電池容量の不均衡等により性能に影響しない範囲とする。ただし、保護装置を設けて保護するものはこの限りではない。
 - c. 蓄電池は破裂の恐れのないものであること。
 - d. 蓄電池が複数個に分割されている場合は、原則として容易に切り離せない構造であること。
- ② 充電装置は、次に適合するものとする。
 - a. 充電装置に使用する整流半導体は、シリコン又はこれと同等以上の耐熱性を有すること。
 - b. 充電装置には、適正充電電圧に降圧する絶縁変圧器を有すること。
- ③ 切替装置は、次に適合するものとする。
 - a. 接点機構を有するものは原則としてケース又はカバーを有すること。
 - b. 接点機構を有するものの接点材料は、銀、銀合金、銀めっき又はこれと同等以上の導電性能を有すること。

c. 切替装置に使用する半導体は、シリコン又はこれと同等以上の性能を有すること。

d. 商用電源が絶たれたとき確実にかつ即時に自動的に装置が動作すること。

④ 点灯装置は、次に適合するものとする。

a. 点灯装置は、停電時に蓄電池より供給される電力によりLEDモジュールを安定して点灯できるものであること。

b. インバータに使用する半導体は、シリコン又はこれと同等以上の性能を有すること。

(4) 充電方式

充電方式は原則として、トリクル充電方式とする。ただし、過充電防止機能を有する場合はこの限りではない。

5.4 性能

(1) 切替動作特性

1) 切替動作特性は、2)①の方法により試験したとき、入力電圧が定格電圧の85 %では作動せず、85 %未満40 %以上で非常点灯に切り替わるものとする。

また、2)②の方法により試験した時、入力回路遮断後、非常点灯に切り替わり、再投入後復帰するものであること。

2) 切替動作試験は、試験用光源に、電源装置及び一般構成部分の点灯回路を接続し入力端子間に定格周波数の定格電圧を加え、次の試験を行い、その動作を調べる。

① 試験用LEDモジュールを平常の点灯状態にし、定格電圧から徐々に降圧する。

② 試験用LEDモジュールを平常の点灯状態にし、入力回路を遮断し、1分間後に再投入する。

(2) 絶縁抵抗

1) 絶縁抵抗は、2)の方法により試験したとき、5 MΩ以上でなければならない。

また、冷間で試験したとき、30 MΩ以上であること。

2) 絶縁抵抗試験は、連続点灯を行い各部の温度がほぼ一定になった後、(ただし、受渡試験の場合は、切替動作特性試験の直後冷間で)外部端子を一括したもの及び弱電回路の端子を一括したもの(電池を除く)と、非充電金属部との間をJIS C 1302²⁰¹⁴「絶縁抵抗計」に規定する500 V絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度を

有する測定器で測定する。

(3) 耐電圧

- 1) 耐電圧は、2)の方法により試験したとき、これに耐えなければならない。
- 2) 耐電圧試験は、絶縁抵抗試験のすぐ後で充電部と非充電金属部との間（弱電回路を除く）に周波数50 Hz又は60 Hzの正弦波に近い試験電圧（ $2U+1000$ V）を1分間加え、異常が無いことを確認する。

(4) 入力電流

- 1) 入力電流は、2)の方法により試験したとき、銘板記載値（定格入力電流）の ± 50 %の範囲になければならない。
- 2) 入力試験は、48時間充電後入力端子間に定格周波数の定格電圧を加え、電源装置の入力側の電流を測定する。

(5) 光束比

- 1) 光束比は、2)の方法により試験したとき、切替え10分間後交流定格電圧点灯時の80 %以上を維持すること。
- 2) 光束試験は、定格周波数の定格電圧を加えた場合の光束と48時間充電した蓄電池で点灯した場合の光束を測定し、それぞれの光束を比較する。
なお、光束比は次の式により算出する。

$$\text{光束比} = \frac{\text{48時間充電した蓄電池により点灯した場合の光束}}{\text{定格周波数の定格電圧により点灯した場合の光束}} \times 100(\%)$$

5.5 表 示

装置には、見やすいところに容易に消えない方法で次の事項を表示する。装置が分割されているものにあつては、その組合わせが判別できるような表示を行うものとする。

(1) 停電時用電源装置

- ① 名称 (電源装置)
- ② 定格入力電圧 (V)
- ③ 定格周波数 (Hz)
- ④ 定格入力電流 (mA)
- ⑤ 最大負荷 (W又はVA)
- ⑥ 蓄電池の公称電圧 (V) 及び公称容量 (mAh)
- ⑦ 製造業者名又はその略号
- ⑧ 製造年月又はその略号
- ⑨ 接続図

(2) 蓄電池

- ① 公称電圧 (V)
- ② 公称容量 (mAh)
- ③ 製造業者名又はその略号
- ④ 製造年月又はその略号

6. 検 査

6.1 検査項目

LEDトンネル照明灯具（器具、LEDモジュール、LEDモジュール用制御装置）は、次の検査を行うものとする。

- ① 照明特性
- ② LEDモジュール用制御装置の皮相電力
- ③ 構 造
- ④ 光特性（定格光束、光出力比、照明率）
- ⑤ 絶縁特性
- ⑥ 耐電圧
- ⑦ 耐熱衝撃
- ⑧ 機械的強度
- ⑨ 耐食性
- ⑩ LEDモジュールの性能
- ⑪ LEDモジュールの寿命
- ⑫ 諸特性
- ⑬ 雑音特性
- ⑭ 高調波電流
- ⑮ 耐雷サージ
- ⑯ 初期光束補正機能
- ⑰ LEDモジュール用制御装置の寿命
- ⑱ 停電時照明機能

トンネル照明用自動調光装置編

特記仕様書

トンネル照明用自動調光装置 仕様書

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様は、トンネル照明及び坑外照明の点灯、調光制御を行うために使用され、受光部と制御部から構成される自動調光装置（以下「本装置」という。）に適用する。

1.2 適用基準

本装置は、次の諸規程に適合するほか、本仕様によるものとする。

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本工業規格(JIS)

日本電機工業会規格(JEM)

その他関連法令および規格

1.3 周囲条件

本装置は、下記の周囲条件で正常に動作するものとする。

(1) 受光部

- | | | |
|---------|----|-------------|
| 1) 周囲温度 | 屋外 | -15℃～+40℃ |
| 2) 相対湿度 | 屋外 | 20%RH～85%RH |

(2) 制御部

- | | | |
|---------|-----------------|-------------|
| 1) 周囲温度 | 屋内 | 0℃～+40℃ |
| | 屋外（照明制御盤組込形） | -10℃～+40℃ |
| 2) 相対湿度 | 屋内・屋外（照明制御盤組込形） | 20%RH～85%RH |

2. トンネル照明用自動調光装置

2.1 種別と適用規格

本装置は照度計式とし、本仕様によるものとする。

2.2 種類

(1) 照度計式

照度計式は、トンネル坑口付近の野外の鉛直面照度を検出して照明を制御するものとする。

2.3 構成

本装置に規定する装置の構成例を、図 2-1 に示す。

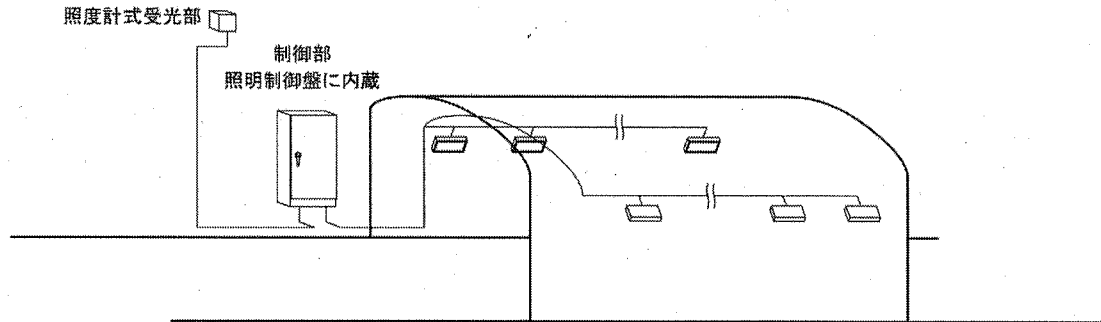


図 2-1 構成例（照度計式）

2.4 構造

2.4.1 構造一般

(1) 受光部

受光部は堅牢で、防水性、耐食性を有し、受光ユニット（素子）の交換が可能なもので前項に示す構成例での使用状態において機械的、電気的及び光学的にその機能を保持できるものとする。

(2) 制御部

制御部は照明制御盤等に内蔵可能な構造とし、保守点検及び部品交換が可能なもので正常な使用状態において機械的及び電気的にその機能を保持できるものとする。また、前面部には動作状況を示す表示部があり、前面部又は内部の操作しやすい箇所に試験スイッチを取付けるものとする。

2.4.2 材料及び部品

(1) 受光部

受光部を構成する主な材料及び部品は次のとおりとする。

- 1) 受光部は、JIS G 3141²⁰⁰⁵「冷間圧延鋼板及び鋼帯」の SPCC に適合する標準寸法 1.6 mm 以上の板厚のもの、又は JIS G 4305²⁰⁰⁵「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 に適合する標準寸法 1.0 mm 以上の板厚のものとする。
- 2) 採光部は日光による変化や汚れの少ない材料とする。

(2) 制御部

制御部は、JIS G 3141:2005「冷間圧延鋼板及び鋼帯」の SPCC に適合する標準寸法

1.2 mm以上の板厚のものとする。

2.4.3 外形寸法

(1) 受光部

受光部の外形寸法は、表 2-1、図 2-2 に示すとおりとする。

表 2-1 受光部の外形寸法 単位：mm

項目	照度計式
幅 (W)	250 以下
高さ (H)	185 以下
奥行 (D)	175 以下

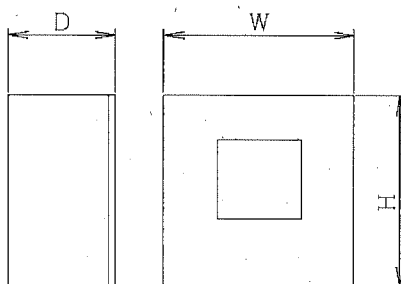


図 2-2 照度計式受光部外形（参考）

(2) 制御部

制御部の外形寸法は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりとする。

表 2-2 制御部の外形寸法 単位：mm

項目	照度計式
幅 (W)	495 以下
高さ (H)	315 以下
奥行 (D)	290 以下

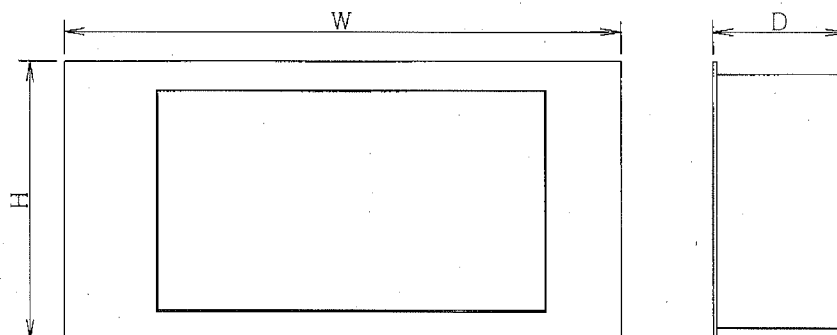


図 2-3 制御部 外形 (参考)

2.4.4 塗 装

受光部及び制御部の塗装は耐食性に十分配慮し、下地処理後、上塗りとして合成樹脂系塗料を、内外面 1 回塗り焼付塗装する。なお外面仕上げ色は、指定色とする。

2.5 性 能

2.5.1 概 要

本装置は鉛直面照度、あるいは時刻に応じて明るさのレベルを制御する機能を有し、動作が確実で長期間安定に作動するものとする。

2.5.2 受光部

受光部は、長期間の使用に対し感度の変動が少ないものとする。

(1) 入射角特性

照度計式の入射角特性は余弦曲線に近似したものとする。

2.5.3 制御部

制御部は、自動調光を行うための制御指令を照明制御盤等に発し、電磁接触器等を動作させるものとする。

(1) 電 源

制御部に供給する電源は、AC100/200V \pm 10%、50/60Hz、50VA 以下とする。

(2) 出力接点の仕様

使用する出力接点は、定格電圧 AC220V 以上、定格電流 1A 以上のものとする。

(3) 出力接点動作

照度計式の出力接点動作は、表 2-3 を基本とし調整が可能なこと。

表 2-3 照度計式の出力接点動作

出力回路	動作照度 (lx)		備 考
	ON	OFF	
晴天	20,000	10,000	
曇天	2,000	1,000	
昼間	200	100	
夜間	時刻	時刻	任意設定タイマー制御※
接続 道路照明	100	200	

※タイマーの時刻設定内容は、24 時間以上の停電補償付とする。

※接続道路照明回路の動作は昼間回路の反転動作をすること。

(4) 動作精度

本装置の動作精度は、照度計式の場合は設定照度値±20%以内とする。

(5) 最小点灯時間

輝度計式においては、各点灯回路の最小点灯時間は 20 分以上とする。

(6) 試験手動動作

本装置は、試験スイッチにより、各調光制御指令が行えるものとする。

(7) 故障時等の動作

本装置は、故障又は制御部への給電が停止された場合、全回路を点灯する機能を有するものとする。

(8) 耐雷サージ保護機能

制御部は、耐雷サージ保護を有するものとする。

2.5.4 絶縁抵抗

本装置の絶縁抵抗は、500V 絶縁抵抗計にて試験した時、5MΩ 以上であること。

2.5.5 耐電圧

本装置の耐電圧は、AC 1500V の試験電圧を本装置に加えた時、1 分間これに耐えなければならない。

2.5.6 外来固形物の侵入及び水の浸入に対する保護

受光部への外来固形物の侵入及び水の浸入に対する保護は JIS C 0920²⁰⁰³「電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)」に規定する IP23 以上とし、外来固形物の侵入及び水の浸入により有害な影響を及ぼしてはならない。

2.6 表 示

制御部の見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示するものとする。

- ① 形 式
- ② 定格電圧 (V)
- ③ 定格周波数 (Hz)
- ④ 製造年月又はその略号
- ⑤ 製造業者名又はその略号
- ⑥ その他必要事項

照明分電盤編

特記仕様書

照明分電盤 仕様書

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は屋外で使用するトンネル照明設備に電源を供給し、野外の明るさに応じて照明レベルを自動的に調節する装置を内蔵したトンネル照明盤について適用する。

1.2 適用基準

各器材は本仕様書に定めるほか、次の諸規定に適合するものとする。

- ・日本工業規格(JIS)
- ・電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・日本電機工業会規格(JEM)
- ・その他関係法令規格

1.3 適用条件

筐体は屋外自立構造とし、長くその機能を保持できるものとする。

2. 材料および構造

2.1 機器の構成

本盤は、筐体、配線用遮断器、自動調光装置、電磁接触器などで構成される。

(1) 本体

本体を構成する主な鋼板の厚さは、2.3mm以上とし、通風は自然通風方式とする。

(2) 扉

扉を構成する主な鋼板の厚さは、2.3mm以上とし、施錠可能なハンドルを付けるものとする。

(3) 配線用遮断器

配線用遮断器は、電源の入切と幹線の過負荷事故あるいは短絡事故の発生に対して、他系統への事故波及を防止するものである。

(4) 電磁接触器

電磁接触器は、自動調光装置と連動して回路の開閉を行うものである。

3. 機能

- (1) 本盤に収容するトンネル自動調光装置からの制御信号を受け、入口照明回路の点滅

動作、接続道路照明回路の点滅動作が行えること。

4. 仕上げ

本盤の表面処理は最低膜厚50 μ m以上の亜鉛溶射後、ウレタン樹脂系塗装又は同等以上の方法による中塗り及び上塗りの2回塗り塗装仕上げとし、平滑、美麗に仕上げること。

5. 試験、調整および検査

試験は下記について行うものとし、これに合格するものとする。

- (1) 外観および構造
- (2) 機能および性能
- (3) 絶縁試験および耐電圧試験
- (4) その他

施工条件明示事項

1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。
ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項
■工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立 <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響 <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容
■周辺環境関係 (公害、排水等)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策 <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策 <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係
■安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定 <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
■工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用及び使用後の処置 <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 一般道路の占用
□仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定
■建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理
□薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査
□工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
■その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き <input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 <input type="checkbox"/> 架設工法の指定 <input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定 <input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 給水の必要 <input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書

施工条件明示書

工事名 令和2年度市道7227号光の丘トンネル照明設備修繕工事

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.
1 工程関係				
1) <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	当該工事に影響のある他の工事 令和 年度 影響箇所・内容 他の工事の開始時期 令和 年 月 日 他の工事の完了時期 令和 年 月 日		
2) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	制限を受ける施工内容 全ての工種 制限を受ける施工時期 令和 年 月 日～令和 年 月 日 制限を受ける施工時間 開始 時 分から 終了 時 分まで 制限を受ける施工方法		
3) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	未成立協議内容 について と協議中 協議成立見込み時期 令和 年 月 日		
4) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	交通管理者協議により作業時間の制約があった場合は厳守すること。		
5) <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	事前調査(地下埋設物) 項目 地下埋設物等移設期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
6) <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない			
2 用地関係				
7) <input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	未処理部分の内容 処理の見込み時期 令和 年 月 日頃		
8) <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	使用目的内容 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 工事期間		
9) <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	使用目的内容 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
10) <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない			
3 周辺環境関係(公害、排水等)				
11) <input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	対象となる工種 施工方法の制限 機械施設の制限 神奈川県土木工事共通仕様書(平成28年4月)P.1-21 1-1-1-30「環境対策」を参照のこと。 作業時間の制限 開始 時 分から 終了 時 分まで		
12) <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない			

施工条件明示書

工事名 令和2年度市道7227号光の丘トンネル照明設備修繕工事

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.																									
	13) <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																											
	14) <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																											
4 安全対策関係																													
	15) <input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	現況調査を行い、作業にあわせた安全施設計画図を監督員に提出すること。また、関係機関等との協議の結果または条件変更に伴い、変更する必要が生じた場合は監督員と別途協議する。																										
	16) <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	近接する施設 施工方法の制限 作業期間の制限 令和 年 月 日～令和 年 月 日 作業時間の制限 開始 時 分から 終了 時 分まで																										
	17) <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	防護施設の内容																										
	18) <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし、配置場所については監督員と協議するものとする。なお、警備員の配置体制は下記を見込んでいる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">工種 (種別)</th> <th style="font-size: small;">交通誘導警備員 A・B</th> <th style="font-size: small;">昼・夜間</th> <th style="font-size: small;">配置人員 (名)</th> <th style="font-size: small;">交替要員 (名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>B</td> <td>夜間</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。	工種 (種別)	交通誘導警備員 A・B	昼・夜間	配置人員 (名)	交替要員 (名)	全て	B	夜間	3	1																
工種 (種別)	交通誘導警備員 A・B	昼・夜間	配置人員 (名)	交替要員 (名)																									
全て	B	夜間	3	1																									
	19) <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																											
5 工事用道路関係																													
	20) <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																											
	21) <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																											
	22) <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																											
	23) <input checked="" type="checkbox"/> 一般道路の占用	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	通行止め等とする場合は、所管警察署との協議は監督員が行うため、必要となる書類について別途監督員と協議を行うこと。																										

施工条件明示書

工事名 令和2年度市道7227号光の丘トンネル照明設備修繕工事

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.																		
6 仮設備関係																						
24) <input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		仮設物の内容 使用方法 期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																			
25) <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		仮設備の構造 仮設備の施工方法																			
26) <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																					
7 建設副産物関係																						
27) <input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		別添特記仕様書「公共建設発生土指定処分について」参照。また、土砂検定の結果UCRへの搬出が出来ない場合、設計変更の対応とし、監督員と協議すること。 確認処分の場合は、監督員に届け出ること。																			
28) <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		本工事においては下記のとおり、再生資材を使用するものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>用途</th> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> なお、使用に際し品質が適正なものであるか確認するものとする。	資材名	規格	用途	資材名	規格	用途													
資材名	規格	用途	資材名	規格	用途																	
29) <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>受入れ場所</th> <th>運搬距離</th> <th>受入れ条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>受入れ可能工場</td> <td>10.0km</td> <td>処分場決まりのとおり</td> </tr> <tr> <td>ランプ類</td> <td>受入れ可能工場</td> <td>10.0km</td> <td>処分場決まりのとおり</td> </tr> </tbody> </table> 当該内容の変更については、監督員と協議するものとする。 別添「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」参照	種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件	混合廃棄物	受入れ可能工場	10.0km	処分場決まりのとおり	ランプ類	受入れ可能工場	10.0km	処分場決まりのとおり							
種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件																			
混合廃棄物	受入れ可能工場	10.0km	処分場決まりのとおり																			
ランプ類	受入れ可能工場	10.0km	処分場決まりのとおり																			
8 薬液注入関係																						
30) <input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		工法区分 材用種類 施工範囲 削孔数量 注入量																			
31) <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない																					
9 工事支障物件等																						
32) <input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		工事支障物件 占有者 移設・撤去・防護の時期 令和 年 月 日頃 移設・撤去・防護の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																			
33) <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		占用物件工事 占有者 占用工事期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																			
10 その他																						
34) <input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		工事用資機材 保管・仮置き場所 保管・仮置き期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日																			
35) <input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品	ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		現場発生品名・数量 分電盤:1面 プルボックス:1個 厚鋼電線管:6.5m ケーブル:936kg 現場内での使用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 納入場所・運搬距離 10.0km																			

施工条件明示書

工事名 令和2年度市道7227号光の丘トンネル照明設備修繕工事

明示項目	明示事項	条件	内容	別添資料No.
36) <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	支給・貸与品名・数量	
			品質・規格・性能	
			引渡し場所・引渡し時期	令和 年 月 日頃
37) <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		
38) <input type="checkbox"/> 架設工法の指定		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		
39) <input type="checkbox"/> 工事用水電力等の指定		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		
40) <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		
41) <input type="checkbox"/> 部分使用		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		
42) <input type="checkbox"/> 給水の必要		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		
43) <input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書		ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		

※上記に該当する項目がない場合、別途任意の書式で条件を明示すること。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準書のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価コードは（DKG……， DKK……）となります。

3 市場単価及び標準単価の端数処理について

市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

~~4 土砂検定費等について~~

~~土砂検定費（1～28項目一括実施）、土砂検定費（ヒ素+銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費	あり	なし
-------	---------------	----

~~6 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

~~7 仮設材賃料の補正について~~

~~供用月当り賃料区分が変わることにより、日数の増加に比例せず金額が減少する場合は、減少する時点の上限額として、減額補正をしている。~~

8 基準書等の適用について

本工事は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） | 令和元年7月1日版 |
| 2) 積算参考資料（土木工事編） | 令和元年7月1日版 |
| 3) 土木工事標準積算基準書（電気・機械編） | 令和元年7月1日版 |
| 4) 下水道用設計標準歩掛表 | 令和元年度版 |
| 5) 建設機械等損料表 | 令和元年度版 |

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 02	
事 業 所 名	横須賀市土木部	
(工 事 ・ 業 務) 名	令和 2 年度市道7227号光の丘トンネル照明設備修繕工事	
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市光の丘 6 番地先	
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	市道7227号	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	国費	
工 期	令和 03 年 03 月 15 日 まで	
設 計 金 額	(円)	
	円	
設 計 概 要		
(起 工 ・ 変 更) 理 由		

横須賀市

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	09 土木費
項	02 道路橋りょう費
目	02 道路橋りょう維持費
節	15 工事請負費
細節	84 工事請負費[維持目]その他

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1)or(b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 02 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	主たる工種	道路維持工事		
	施工地域・工事場所区分	市街地DID補正(1)		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正(上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	土木工事標準積算基準書 適用年版	令和01年7月1日適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和02年4月1日基準		
	週休割増補正区分	補正しない		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B 夜間	240	人日	
	高所作業車運転 夜間	58	日	

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
電気設備			1	式			
トコ照明設備工			1	式			
トコ照明設備設置工			1	式			第 0001 号 内訳書
分電盤設置工			1	式			第 0002 号 内訳書
配管・配線工			1	式			第 0003 号 内訳書
プルボックス設置工			1	式			第 0004 号 内訳書
トコ照明設備撤去工			1	式			第 0005 号 内訳書
分電盤撤去工			1	式			第 0006 号 内訳書
配管・配線撤去工			1	式			第 0007 号 内訳書
プルボックス撤去工			1	式			第 0008 号 内訳書
高所作業車運転			1	式			第 0009 号 内訳書
仮設工			1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通管理工			1	式			第 0010 号 内訳書
直接工事費計			1	式			
共通仮設費計			1	式			
共通仮設費 (率分)			1	式			【千円止】
純工事費			1	式			
現場管理費			1	式			【千円止】
工事原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
スクラップ評価額			1	式			第 0985 号 内訳書
工事価格			1	式			【万円止】
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
本工事費計			1	式			

第0001号 内訳書
 トリ照明設備設置工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0050) トリ照明器具設置	1	式			第0001号下内
合 計					

第0002号 内訳書
 分電盤設置工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 屋外分電盤設置	1	式			第0002号下内
合 計					

第0003号 内訳書
 配管・配線工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 屋外配線	1	式			第0003号下内
(AMA0020) 屋外配管	1	式			第0004号下内
合 計					

第0004号 内訳書
 ブルボックス設置工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0040) ブルボックス設置	1	式			第0005号下内
合 計					

第0005号 内訳書
 トリ照明設備撤去工

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0120) トリ照明器具撤去	1	式			第0006号下内
(AMA0130) 現場発生品運搬(電気)	1	式			第0007号下内
合 計					

第0006号 内訳書
 分電盤撤去工

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0080) 屋外分電盤撤去	1	式			第0008号下内
(AMA0110) 現場発生品運搬(電気)	1	式			第0009号下内
合 計					

第0007号 内訳書
 配管・配線撤去工

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0060) 屋外配線撤去	1	式			第0010号下内
(AMA0070) 屋外配管撤去	1	式			第0011号下内
合 計					

第0008号 内訳書
 プルボックス撤去工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0090) プルボックス撤去					第0012号下内
	1	式			
合 計					

第0009号 内訳書
 高所作業車運転

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0140) 高所作業車運転					第0013号下内
	1	式			
合 計					

第0010号 内訳書
 交通管理工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0150) 交通誘導警備員					第0014号下内
	1	式			
合 計					

第0985号 内訳書
スクラップ評価額

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0350) ケーブル		式			
	1				
(TJ0360) プルボックス		式			
	1				
(TJ0370) 厚鋼電線管		式			
	1				
(TJ0380) 自立型分電盤		式			
	1				
合 計					

第0001号 下位内訳書
AMA0050 トンネル照明器具設置

1 式 当り
適用年版 T0204

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE210600) トンネル照明器具取付		【夜】			第0001号単価表
J01=LED灯アルミ製, J02=新設, J03=壁面方式	52	台			
(TJ0170) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LEDP045B 基本照明 電池内蔵型					
	3	台			
(TJ0180) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LED045B 基本照明					
	9	台			
(TJ0190) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LED200 入口照明					
	5	台			
(TJ0200) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LED150 入口照明					
	13	台			
(TJ0210) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LED100 入口照明					
	9	台			
(TJ0220) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LED070 入口照明					
	10	台			
(TJ0230) LEDトンネル照明灯具(アルミ製器具) LED035 入口照明					
	3	台			
(TJ0320) 落下防止支持器具 トンネル照明器具用					
	52	組			
(TJ0330) 管理番号札 アクリル板					
	52	枚			
(TJ0340) アンカーボルト M6×45L SUS					
	104	本			
(WE210702) 自動点滅器取付(トンネル照明制御部)		【夜】			第0002号単価表
J01=制御部, J02=新設	1	組			
(WE210701) 自動点滅器取付(トンネル照明受光部)		【夜】			第0003号単価表
J01=受光部, J02=新設	1	台			

第0001号 下位内訳書
AMA0050 トリ照明器具設置

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0240) 自動点滅器 制御部及び受光部	1	台			
合 計					
	1	式			円/式

第0002号 下位内訳書
AMA0030 屋外分電盤設置

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE122600) 自立型分電盤取付	1	【夜】 面			第0004号単価表
J01=自立型分電盤, J02=新設					
(TJ0150) 分電盤 屋外自立型	1	面			
合 計					
	1	式			円/式

第0003号 下位内訳書
AMA0010 屋外配線

1 式 当り
適用年版 T0204

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0005号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=新設, J05=人/m	27	m			
(TJ0010) CV複合ケーブル(L) 外径17mm	27	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0005号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=新設, J05=人/m	15	m			
(TJ0020) CV複合ケーブル(R) 外径19mm	15	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0005号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=新設, J05=人/m	57	m			
(V001004033) 架橋ポリ絶縁ビニルシースケーブル 600V(CV)3.5mm23心	57	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0006号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=新設, J05=人/m	257	m			
(TJ0010) CV複合ケーブル(L) 外径17mm	257	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0006号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=新設, J05=人/m	262	m			
(TJ0020) CV複合ケーブル(R) 外径19mm	262	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0006号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=新設, J05=人/m	4	m			
(V001004033) 架橋ポリ絶縁ビニルシースケーブル 600V(CV)3.5mm23心	4	m			

第0003号 下位内訳書
AMA0010 屋外配線

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0070) ケーブル支持金具 Φ15mm用	52	個			
(TJ0080) ケーブル支持金具 Φ20mm用	577	個			
(TJ0090) ケーブル支持架台 1条用 SUS	629	個			
(TJ0100) CV複合ケーブル(L)分岐加工費 CV2sq-3C 分岐線2m分含む	26	箇所			
(TJ0110) CV複合ケーブル(R)分岐加工費 CV2sq-3C 分岐線2m分含む	26	箇所			
(TJ0120) ケーブルコネクタ CV2sq-3C用	52	組			
合 計					
	1	式			円/式

第0004号 下位内訳書
AMA0020 屋外配管

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE111100) 電線管敷設		【夜】			第0007号単価表
J01=厚鋼, J02=22mm以下, J03=新設, J04=7 リップ留め, J05=2m以上, J06=補正な し, J07=人/m	6	m			
(V001103002) 厚鋼電線管 G22	6	m			
合 計					
	1	式			円/式

第0005号 下位内訳書
 AMA0040 プルボックス設置

1 式 当り
 適用年版 T0204
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE122300) プルボックス設置		【夜】			第0008号単価表
J01=300×300×200mm, J02=新 設, J03=cm, J04=cm, J05=cm	1	個			
(TJ0160) プルボックス 300×300×200 WP SUS					
	1	個			
合 計					
	1	式			円/式

第0006号 下位内訳書
AMA0120 トリ照明器具撤去

1 式 当り
適用年版 T0204

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE210600) トリ照明器具取付		【夜】			第0009号単価表
J01=水銀灯300W以上, J02=撤去(不使用), J03=壁面方式	20	台			
(WE210600) トリ照明器具取付		【夜】			第0009号単価表
J01=水銀灯300W以上, J02=撤去(不使用), J03=壁面方式	16	台			
(WE210600) トリ照明器具取付		【夜】			第0010号単価表
J01=水銀灯250W以下, J02=撤去(不使用), J03=壁面方式	20	台			
(WE210600) トリ照明器具取付		【夜】			第0010号単価表
J01=水銀灯250W以下, J02=撤去(不使用), J03=壁面方式	7	台			
(WE210600) トリ照明器具取付		【夜】			第0011号単価表
J01=蛍光灯40W×1, J02=撤去(不使用), J03=壁面方式	21	台			
(WE210600) トリ照明器具取付		【夜】			第0012号単価表
J01=蛍光灯40W×2, J02=撤去(不使用), J03=壁面方式	54	台			
(TJ0280) 道路照明灯具等処分費 照明灯具付属器具(混合廃棄物)					
	3,196	kg			
(TJ0290) 道路照明灯具処分費 水銀ランプ					
	63	個			
(TJ0300) 道路照明灯具処分費 蛍光ランプ					
	129	個			
合 計					
	1	式			円/式

第0007号 下位内訳書
 AMA0130 現場発生品運搬(電気)

1 式 当り
 適用年版 T0204
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB010410) 現場発生品・支給品運搬		【夜】			第0013号単価表
J01=クレーン装置付2t級2t吊, J02=14.0km以下, J03=1.5t超2.0t以下	1	回			
(CB010410) 現場発生品・支給品運搬		【夜】			第0014号単価表
J01=クレーン装置付2t級2t吊, J02=14.0km以下, J03=1.1t超1.5t以下	1	回			
合 計					
	1	式			円/式

第0008号 下位内訳書
 AMA0080 屋外分電盤撤去

1 式 当り
 適用年版 T0204
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE122600) 自立型分電盤取付		【夜】			第0015号単価表
J01=自立型分電盤, J02=撤去(不使用)	1	面			
合 計					
	1	式			円/式

第0009号 下位内訳書
 AMA0110 現場発生品運搬(電気)

1 式 当り
 適用年版 T0204
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB010410) 現場発生品・支給品運搬		【夜】			第0014号単価表
J01=クレーン装置付2t級2t吊, J02=14.0km以下, J03=1.1t超1.5t以下	1	回			
合 計					
	1	式			円/式

第0010号 下位内訳書
AMA0060 屋外配線撤去

1 式 当り
適用年版 T0204

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0016号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	147	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0016号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	28	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0016号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	57	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0016号単価表
J01=管内配線, J02=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	41	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0017号単価表
J01=管内配線, J02=5mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	90	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	11	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	278	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	278	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	271	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	259	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	268	m			
(WE114000) ケーブル及び電線配線		【夜】			第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m	263	m			

第0010号 下位内訳書
AMA0060 屋外配線撤去

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE114000) ケーブル及び電線配線	18	m	【夜】		第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m					
(WE114000) ケーブル及び電線配線	43	m	【夜】		第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m					
(WE114000) ケーブル及び電線配線	244	m	【夜】		第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m					
(WE114000) ケーブル及び電線配線	244	m	【夜】		第0018号単価表
J01=露出配線, J03=20mm以下, J04=撤去(不使用), J05=人/m					
合 計					
	1	式			円/式

第0011号 下位内訳書
AMA0070 屋外配管撤去

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE111100) 電線管敷設	6	m	【夜】		第0019号単価表
J01=厚鋼, J02=22mm以下, J03=撤去(不使用), J04=クリップ留め, J05=2m以上, J06=補正なし, J07=人/m					
合 計					
	1	式			円/式

第0012号 下位内訳書
AMA0090 プルボックス撤去

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WE122300) プルボックス設置		【夜】			第0020号単価表
J01=300×300×200mm, J02=撤去(不使 用), J03=cm, J04=cm, J05=cm	1	個			
合 計					
	1	式			円/式

第0013号 下位内訳書
AMA0140 高所作業車運転

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 高所作業車運転 (夜間)					第0021号単価表
		日			
合 計					
	1	式			円/式

第0014号 下位内訳書
AMA0150 交通誘導警備員

1 式 当り
適用年版 T0204
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		【夜】			第0022号単価表
		人日			
合 計					
	1	式			円/式

第0001号 単価表
WE210600 トンネル照明器具取付

【夜】

1 台 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計		台			円/台
	1				
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		20	LED灯7W製		
J02 作業内容による補正		1	新設		
J03 取付方式による補正		1	壁面方式		

第0002号 単価表
WE210702 自動点滅器取付(トンネル照明制御部)

【夜】

1 組 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計		組			円/組
	1				
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		1	制御部		
J02 作業内容による補正		1	新設		

第0003号 単価表
WE210701 自動点滅器取付(トンネル照明受光部)

【夜】

1 台 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	台			円/台
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		1		受光部	
J02 作業内容による補正		1		新設	

第0004号 単価表
WE122600 自立型分電盤取付

【夜】

1 面 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0202) 電気通信技術者		人			[1]
(R0201) 電工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	面			円/面
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		1		自立型分電盤	
J02 作業内容による補正		1		新設	

第0005号 単価表
WE114000 ケーブル及び電線配線

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		1	管内配線		
J02 規格		3	20mm以下		
J04 作業内容による補正		1	新設		
J05 配線歩掛(電工)			人/m		

第0006号 単価表
WE114000 ケーブル及び電線配線

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		4	露出配線		
J03 規格		3	20mm以下		
J04 作業内容による補正		1	新設		
J05 配線歩掛(電工)			人/m		

第0007号 単価表
WEI111100 電線管敷設

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ[1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別	1	厚鋼			
J02 規格	2	22mm以下			
J03 作業内容による補正	1	新設			
J04 設置方法による補正	2	クリップ留め			
J05 設置高さによる補正	2	2m以上			
J06 配管加工が少ない場合の補正	1	補正なし			
J07 敷設歩掛(電工)		人/m			

第0008号 単価表
WEI22300 蛍光灯ボックス設置

【夜】

1 個 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ[1]	1	式			
合 計					
	1	個			円/個
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別	4	300×300×200mm			
J02 作業内容による補正	1	新設			
J03 寸法		cm			
J04 寸法		cm			
J05 高さ寸法		cm			

第0009号 単価表
WE210600 トリコ照明器具取付

【夜】

1 台 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計		台			円/台
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業種別	18		水銀灯300W以上		
J02 作業内容による補正	2		撤去(不使用)		
J03 取付方式による補正	1		壁面方式		

第0010号 単価表
WE210600 トソ社照明器具取付

【夜】

1 台 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	台			円/台
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業種別	17		水銀灯250W以下		
J02 作業内容による補正	2		撤去(不使用)		
J03 取付方式による補正	1		壁面方式		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計		台			円/台
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業種別	10	蛍光灯40W×1			
J02 作業内容による補正	2	撤去(不使用)			
J03 取付方式による補正	1	壁面方式			

第0012号 単価表
WE210600 トンネル照明器具取付

【夜】

1 台 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計		台			円/台
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業種別	13		蛍光灯40W×2		
J02 作業内容による補正	2		撤去(不使用)		
J03 取付方式による補正	1		壁面方式		

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
トラック[クレーン装置付] ペーパトラック2t級 吊能力2.0t	M000302009		【損料】		M000302009
運転手(特殊)	R0114			【夜】	R0114
普通作業員	R0102			【夜】	R0102
軽油 1.2号	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 回	当り		円/回	
条件名称	入力値	条件値			
J01 トラック機種	1	クレーン装置付2t級2t吊			
J02 片道運搬距離(km)	4	14.0km以下			
J03 1回当り平均積載質量(t)	8	1.5t超2.0t以下			

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302009
ペーパトラック2t級 吊能力2.0t	M000302009				
運転手(特殊)				【夜】	R0114
	R0114				
普通作業員				【夜】	R0102
	R0102				
軽油					Z006702002
1.2号	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 回	当り		円/回	
条件名称	入力値	条件	値		
J01 トラック機種	1	クレーン装置付2t級2t吊			
J02 片道運搬距離(km)	4	14.0km以下			
J03 1回当り平均積載質量(t)	7	1.1t超1.5t以下			

第0015号 単価表
WE122600 自立型分電盤取付

【夜】

1 面 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(R0102) 普通作業員		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	面			円/面
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		1	自立型分電盤		
J02 作業内容による補正		2	撤去(不使用)		

第0016号 単価表
WE114000 ケーブル及び電線配線

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別		1	管内配線		
J02 規格		3	20mm以下		
J04 作業内容による補正		2	撤去(不使用)		
J05 配線歩掛(電工)			人/m		

第0017号 単価表
WEI14000 ケーブル及び電線配線

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別	1	管内配線			
J02 規格	1	5mm以下			
J04 作業内容による補正	2	撤去(不使用)			
J05 配線歩掛(電工)		人/m			

第0018号 単価表
WEI14000 ケーブル及び電線配線

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別	4	露出配線			
J03 規格	3	20mm以下			
J04 作業内容による補正	2	撤去(不使用)			
J05 配線歩掛(電工)		人/m			

第0019号 単価表
WE111100 電線管敷設

【夜】

100 m 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	m			円/m
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別	1	厚鋼			
J02 規格	2	22mm以下			
J03 作業内容による補正	2	撤去(不使用)			
J04 設置方法による補正	2	クリップ留め			
J05 設置高さによる補正	2	2m以上			
J06 配管加工が少ない場合の補正	1	補正なし			
J07 敷設歩掛(電工)		人/m			

第0020号 単価表
WE122300 プルボックス設置

【夜】

1 個 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0201) 電工		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	個			円/個
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 作業種別	4	300×300×200mm			
J02 作業内容による補正	2	撤去(不使用)			
J03 寸法		cm			
J04 寸法		cm			
J05 高さ寸法		cm			

第0021号 単価表
 SJ0010 高所作業車運転
 (夜間)

1 日 当り
 適用年版 T0204
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0115) 運転手(一般)	1	【夜】 人			
(Z006702002) 軽油 1.2号	21.84	L			
(TJ0310) 高所作業車 トラック架装 伸縮フォーム プラットフォーム型 作業床 9.9m 損料	5.2	時間			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			有効4桁切捨て 円/日

第0022号 単価表
 WB010212 交通誘導警備員B

【夜】 1 人日 当り
 適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			
合 計					
	1	人日			円/人日

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TJ0010	CV複合ケーブル(L) 外径17mm	m	T0204	1,060	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0020	CV複合ケーブル(R) 外径19mm	m	T0204	1,340	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0070	ケーブル支持金具 Φ15mm用	個	T0204	216	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0080	ケーブル支持金具 Φ20mm用	個	T0204	244	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0090	ケーブル支持架台 1条用 SUS	個	T0204	529	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0100	CV複合ケーブル(L)分岐加工費 CV2sq-3C 分岐線2m分含む	箇所	T0204	15,100	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0110	CV複合ケーブル(R)分岐加工費 CV2sq-3C 分岐線2m分含む	箇所	T0204	16,550	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0120	ケーブルコネクタ CV2sq-3C用	組	T0204	8,220	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0150	分電盤 屋外自立型	面	T0204	2,050,000	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0160	プルボックス 300×300×200 WP SUS	個	T0204	15,100	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0170	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LEDP045B 基本照明 電池内蔵型	台	T0204	95,800	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0180	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LED045B 基本照明	台	T0204	54,650	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0190	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LED200 入口照明	台	T0204	104,100	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0200	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LED150 入口照明	台	T0204	89,250	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0210	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LED100 入口照明	台	T0204	74,350	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0220	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LED070 入口照明	台	T0204	62,100	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0230	LED補助照明灯具(アルミ製器具) LED035 入口照明	台	T0204	53,350	資材単価	全間接費対象	部独自
TJ0240	自動点滅器 制御部及び受光部	台	T0204	982,300	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0280	道路照明灯具等処分費 照明灯具付属器具(混合廃棄物)	kg	T0204	60	仮設材単価等	処分費対象	見積り
TJ0290	道路照明灯具処分費 水銀ランプ	個	T0204	400	仮設材単価等	処分費対象	見積り
TJ0300	道路照明灯具処分費 蛍光ランプ	個	T0204	50	仮設材単価等	処分費対象	見積り
TJ0310	高所作業車 トラック架装 伸縮フォーム プラットフォーム型 作業床 9.9m 損料	時間	T0204	4,120	機械器具 損料	全間接費対象	部独自
TJ0320	落下防止支持器具 トンネル照明器具用	組	T0204	10,000	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0330	管理番号札 アクリル板	枚	T0204	5,330	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0340	アンカーボルト M6×45L SUS	本	T0204	113	資材単価	全間接費対象	部独自

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
本工事費			
電気設備		式	1
トンネル照明設備工		式	1
トンネル照明設備設置工		式	1
トンネル照明器具設置		式	1
トンネル照明器具取付 LED灯アルミ製 新設 壁面式	=52.0	台	52
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LEDP045B 基本照明 電池内蔵型	=3.0	台	3
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LED045B 基本照明	=9.0	台	9
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LED200 入口照明	=5.0	台	5
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LED150 入口照明	=13.0	台	13
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LED100 入口照明	=9.0	台	9
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LED070 入口照明	=10.0	台	10
LEDトンネル照明器具(アルミ製器具) LED035 入口照明	=3.0	台	3
落下防止支持器具 トンネル照明器具用	=52.0	組	52
管理番号札 アクリル製	=52.0	枚	52
アンカーボルト M6×45L SUS	52×2 =104.0	本	104
自動点滅器取付(トンネル照明制御部)	=1.0	組	1
自動点滅器取付(トンネル照明受光部)	=1.0	台	1
自動点滅器 制御部及び受光部	=1.0	台	1

(1/6)

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
分電盤設置工		式	1
屋外分電盤設置		式	1
自立型分電盤取付 自立型分電盤	=1.0	面	1
分電盤 屋外自立型	=1.0	面	1
配管・配線工		式	1
屋外配線		式	1
ケーブル及び電線配線 CV複合ケーブル(L) 外径17mm 管内配線	数量計算用配置配線図参照 A+B+C=9+6.5+12	=27.5 m	27
CV複合ケーブル(L) 外径17mm	=27.5	m	27
ケーブル及び電線配線 CV複合ケーブル(R) 外径19mm 管内配線	数量計算用配置配線図参照 A+B=9+6.5	=15.5 m	15
CV複合ケーブル(R) 外径19mm	=15.5	m	15
ケーブル及び電線配線 CV3.5sq-3C 外径12.5mm 管内配線	数量計算用配置配線図参照 A+B+C+D+E+I+J=9+6.5+12+6.5+8.5+6.5+8.5	=57.5 m	57
ケーブル CV3.5sq-3C	=57.5	m	57
ケーブル及び電線配線 CV複合ケーブル(L) 外径17mm 露出配線	数量計算用配置配線図参照 F=257	=257.0 m	257
CV複合ケーブル(L) 外径17mm	=257.0	m	257
ケーブル及び電線配線 CV複合ケーブル(R) 外径19mm 露出配線	数量計算用配置配線図参照 G=262	=262.0 m	262
CV複合ケーブル(R) 外径19mm	=262.0	m	262
ケーブル及び電線配線 CV3.5sq-3C 外径12.5mm 露出配線	数量計算用配置配線図参照 H=4	=4.0 m	4
ケーブル CV3.5sq-3C	=4.0	m	4
ケーブル支持金具 φ15mm用	数量計算用配置配線図参照 分岐ケーブル・コネクタ一部	=52.0 個	52
ケーブル支持金具 φ20mm用	数量計算用配置配線図参照 F+G+灯具+H=258+263+52+4	=577.0 個	577

(2 / 6)

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
ケーブル支持架台 1条用 SUS 二重落下防止対策品	数量計算用配置配線図参照 F+G+灯具+分岐ケーブル・コネクタ一部+H=258+263+52+52+4	=629.0	個 629
CV複合ケーブル(L)分岐加工費 CV2sq-3C 分岐線2m分含む		=26.0	箇所 26
CV複合ケーブル(R)分岐加工費 CV2sq-3C 分岐線2m分含む		=26.0	箇所 26
ケーブルコネクタ 2sq-3C用		=52.0	組 52
屋外配管		式	1
電線管敷設 厚鋼22mm 新設 クリップ留め 2m以上 補正無		=6.5	m 6
厚鋼22mm G22		=6.5	m 6
プルボックス設置工		式	1
プルボックス設置		式	1
プルボックス設置 300×300×200		=1.0	個 1
プルボックス 300×300×200 WP SUS		=1.0	個 1

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
トンネル照明設備撤去工		式	1
トンネル照明器具撤去		式	1
トンネル照明器具取付 トンネル照明器具 HF400 撤去	=20.0	台	20
トンネル照明器具取付 トンネル照明器具 HF300 撤去	=16.0	台	16
トンネル照明器具取付 トンネル照明器具 HF250 撤去	=20.0	台	20
トンネル照明器具取付 トンネル照明器具 HF200 撤去	=7.0	台	7
トンネル照明器具取付 トンネル照明器具 FHF32EX 撤去	=21.0	台	21
トンネル照明器具取付 トンネル照明器具 FLR40×2歩道 撤去	=54.0	台	54
道路照明灯具処分費 照明灯具付属器具(混合廃棄物)	=3196.0	kg	3196
道路照明灯具処分費 水銀ランプ	20+16+20+7 =63.0	個	63
	HF400+HF300+HF250+HF200		
道路照明灯具処分費 蛍光ランプ	21+54×2 =129.0	個	129
	FHF32EX+FLR40×2		
現場発生品運搬(電気)		式	1
現場発生品・支給品運搬 2t級2t吊 14km以下 10km 1.5t超2.0t以下	3196+12+30=3238kg =1.0	回	1
	照明灯具付属器具、水銀ランプ、蛍光ランプ		
現場発生品・支給品運搬 2t級2t吊 14km以下 10km 1.1t超1.5t以下	3238-2000=1238kg =1.0	回	1
	照明灯具付属器具、水銀ランプ、蛍光ランプ		
分電盤撤去工		式	1
屋外分電盤撤去		式	1
自立型分電盤取付 自立型分電盤 撤去	=1.0	面	1
現場発生品運搬(電気)		式	1
現場発生品・支給品運搬 2t級2t吊 14km以下 10km 1.1超1.5t以下	936.3+5.9+8.9+179=1130.1kg =1.0	回	1
	自立型分電盤+ケーブル+電線管+プルボックス		

(4/6)

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
配管・配線撤去工		式	1
屋外配線撤去		式	1
ケーブル及び電線配線 CV3.5sq-2C 外径11.5mm 管内配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =147.0	m	147
ケーブル及び電線配線 CV8sq-2C 外径14.5mm 管内配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =28.0	m	28
ケーブル及び電線配線 CV14sq-2C 外径16.5mm 管内配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =57.0	m	57
ケーブル及び電線配線 CV22sq-2C 外径19.5mm 管内配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =41.0	m	41
ケーブル及び電線配線 IV3.5sq 外径4mm 管内配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =90.0	m	90
ケーブル及び電線配線 CV8s-2C 外径14.5mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =11.8	m	11
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル歩道(R) 外径14mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =278.1	m	278
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル歩道(L) 外径12mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =278.1	m	278
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル基本(L) 外径14mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =271.9	m	271
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル基本(R) 外径12mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =259.8	m	259
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル晴天(R) 外径16mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =268.5	m	268
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル晴天(L) 外径16mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =263.8	m	263
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル曇天(R1) 外径19mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =18.6	m	18
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル曇天(L1) 外径19mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =43.3	m	43
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル曇天(R2) 外径16mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =244.2	m	244
ケーブル及び電線配線 複合ケーブル曇天(L2) 外径16mm 露出配線	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =244.8	m	244
屋外配管撤去		式	1
電線管敷設 厚鋼22mm 撤去 クリップ留め 2m以上 補正無	数量計算用配置配線図(撤去)参照 =6.5	m	6

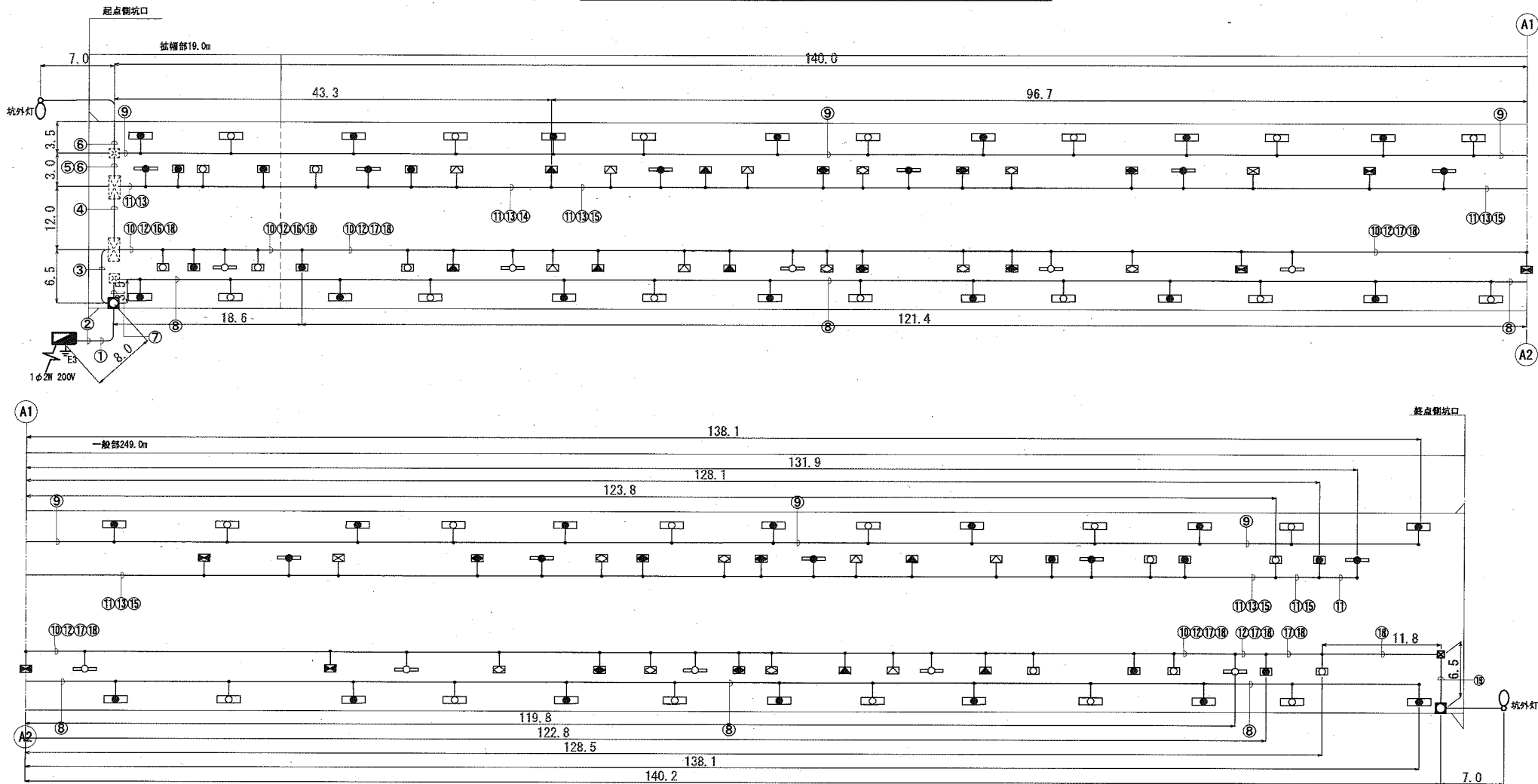
(5/6)

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
プルボックス撤去工		式	1
プルボックス撤去		式	1
プルボックス設置 300×300×200 撤去(不使用)	=1.0	個	1
高所作業車運転		式	1
高所作業車運転		式	1
高所作業車運転(夜間)	=58.0	日	58
仮設工		式	1
交通管理工		式	1
交通誘導警備員		式	1
スクラップ評価額		式	1
ケーブル	936.3kg 936.3kg×30円/kg =28080.0 円	式	1
プルボックス	5.9kg 5.9kg×15円/kg =88.0 円	式	1
厚鋼電線管	8.9kg 8.9kg×8円/kg =71.0 円	式	1
自立型分電盤	179kg 179kg×5円/kg =895.0 円	式	1

(6/6)

数量計算用配置配線図(撤去)



記号	凡例	数量
□	トンネル内照明器具 HF400X	20台(撤去)
□	トンネル内照明器具 HF300X	16台(撤去)
□	トンネル内照明器具 HF200X	20台(撤去)
□	トンネル内照明器具 HF200X	7台(撤去)
□	トンネル内照明器具 FHF32EX	21台(撤去)
□	トンネル内照明器具 FLR40×2	54台(撤去)
□	プルボックス 300×300×200(NP)	1台(撤去)
□	分電盤	1面
+	第三種接地工事	1カ所
□	ハンドホール	1基

晴天回路 L側	CV14sq-2C	FEP50
曇天回路 L側	CV22sq-2C	FEP50
基本回路 L側	CV3.5sq-2C	FEP50
アース	IV3.5sq	FEP50
晴天回路 R側	CV14sq-2C	FEP50
曇天回路 R側	CV22sq-2C	FEP50
基本回路 R側	CV3.5sq-2C	FEP50
アース	IV3.5sq	FEP50
坑外灯回路 L側	CV3.5sq-2C	FEP40
坑外灯回路 R側	CV8sq-2C	FEP40
アース	IV3.5sq	FEP40
歩道灯回路 L側	CV3.5sq-2C×2	FEP50
歩道灯回路 R側	CV14sq-2C×2	FEP50
アース	IV3.5sq	FEP50

晴天回路 L側	CV14sq-2C	CP54
曇天回路 L側	CV22sq-2C	CP54
基本回路 L側	CV3.5sq-2C	CP54
アース	IV3.5sq	CP54
晴天回路 R側	CV14sq-2C	CP54
曇天回路 R側	CV22sq-2C	CP54
基本回路 R側	CV3.5sq-2C	CP54
アース	IV3.5sq	CP54
坑外灯回路 L側	CV3.5sq-2C	CP36
坑外灯回路 R側	CV8sq-2C	CP36
アース	IV3.5sq	CP36
歩道灯回路 L側	CV3.5sq-2C×2	CP22
アース	IV3.5sq	CP22
晴天回路 L側	CV14sq-2C	CP54
曇天回路 L側	CV22sq-2C	CP54
基本回路 L側	CV3.5sq-2C	CP54
坑外灯回路 L側	CV3.5sq-2C	CP54
アース	IV3.5sq	CP54
歩道灯回路 L側	CV3.5sq-2C×2	CP22

歩道灯回路 L側	CV3.5sq-2C×2	CP22	3.0
アース	IV3.5sq	CP22	10.5=3.5+7.0
坑外灯回路 L側	CV3.5sq-2C	CP22	3.5
アース	IV3.5sq	CP22	3.5
歩道灯回路 R側	分岐付ケーブル WVR3.5sq-2C×2 E3.5sq	---	---
歩道灯回路 L側	分岐付ケーブル WVR3.5sq-2C×2 E3.5sq	---	---
基本回路 R側	分岐付ケーブル WVR3.5sq-2C E3.5sq	---	---
基本回路 L側	分岐付ケーブル WVR3.5sq-2C E3.5sq	---	---
晴天回路 R側	分岐付ケーブル WVR14sq-2C E3.5sq	---	---
晴天回路 L側	分岐付ケーブル WVR14sq-2C E3.5sq	---	---
曇天回路 R側	分岐付ケーブル WVR22sq-2C E3.5sq	---	---
曇天回路 L側	分岐付ケーブル WVR22sq-2C E3.5sq	---	---
基本回路 R側	分岐付ケーブル WVR14sq-2C E3.5sq	---	---
基本回路 L側	分岐付ケーブル WVR14sq-2C E3.5sq	---	---
坑外灯回路 R側	CV8sq-2C	CP22	---
坑外灯回路 L側	CV8sq-2C	CP22	---

□: 撤去